

北上市告示甲第104号

北上市危険空き家等除却工事補助金交付要綱（令和6年北上市告示甲第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助金交付の実施期間） 第17 補助金の交付を実施する期間は、令和6年4月1日から <u>令和7年3月31日</u> までとする。	（補助金交付の実施期間） 第17 補助金の交付を実施する期間は、令和6年4月1日から <u>令和8年3月31日</u> までとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	